

市町村民税「所得割額」・「均等割額」の見方

市町村民税「所得割額」・「均等割額」は、下記A～Cの方法により確認できます。

「保育料等減免措置に関する調書」の世帯員の「所得割額」欄は、住宅借入金等特別税額控除適用後の額を記載し、調書の「控除額（市民税分）」欄には住宅借入金等特別税額控除額を記載してください。

A 住民税（市県民税）を特別徴収（給与天引き）で納付されている場合

勤務先から交付される「平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」をご覧ください。

平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

「住宅借入金等特別税額控除額（市民税分）」は通知書の摘要欄に記載されています。この金額を調書に記載してください。

税額控除額⑤	
所得割額⑥	60,000
均等割額⑦	3,500
税額控除額⑧	

「市民税所得割額（住宅借入金等特別税額控除適用後の額）」、「市民税均等割額」を調書に記載してください。

住宅借入金等特別税額控除 市 15,000 円 県

B 住民税（市県民税）を納付書又は口座振替で納付されている場合

射水市から送付される「平成30年度市民税・県民税納税通知書」の「市民税・県民税決定明細」をご覧ください。所得割額の求め方は注意が必要です。

平成30年度納税通知書は6月15日発送予定です。（射水市役所課税課）

区分	所得割額	均等割額	合計額
市民税	63,500	3,500	67,000
県民税	15,000		15,000

市民税均等割額...
住宅借入金等特別税額控除等(住宅ローン控除等)の額...
市民税均等割額
市民税所得割額 } の合計額...

所得割額（住宅借入金等特別税額控除適用後の額）は「 - 」の金額を、住宅借入金等特別税額控除額（市民税分）は「 - 」の金額を、それぞれ調書に記載してください。

C 上記A又はBがない場合

最寄りの地区センターで、平成30年度（平成29年分）の所得課税証明書又は非課税証明書を請求してください。未成年者・学生の分は必要ありません。

なお、証明書記載の市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除適用後の額です。住宅借入金等特別税額控除額（市民税分）は証明書の備考欄に記載されていますのでご参照ください。

市民税、住宅借入金等特別税額控除額は、射水市役所課税課(51 6618)にお尋ねください。

就園奨励費補助限度額表の見方

入園料・保育料の実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額が限度額

（例1）市町村民税所得割額 50,000 円、小5の兄があり、保護者世帯の第2子が1人就園の場合
（ひとり親等世帯ではない）
区分ウのBに該当、
247,000 円
また、この場合は区分ウの第2子のため、第2子・ひとり親世帯等補助金の対象となる。

（例2）市町村民税所得割額 10,000 円、兄姉はおらず保護者世帯の第1子が1人就園の場合
（同一世帯に在宅障害者あり）
区分ウのAに該当。
障害者がいるため、272,000 円
下段の額に該当する。
また、この場合は第2子・ひとり親世帯等補助金の対象となる。

区分		補助限度額（年額、単位：円）		
		多子計算		
		A 第1子	B 第2子	C 第3子以降
ア	生活保護世帯	308,000	308,000	308,000
イ	市町村民税非課税世帯	272,000	308,000	308,000
	市町村民税所得割非課税世帯	308,000	308,000	308,000
ウ	市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯	187,200	247,000	308,000
		272,000	308,000	308,000

エ	市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
オ	上記区分以外の世帯		154,000	308,000

（例3）市町村民税所得割額 100,000 円、小6兄・小4姉があり、保護者世帯の第3子と第4子が2人就園の場合
第3子は区分エのAに該当 62,200 円
第4子は区分エのBに該当 185,000 円
「保育料等減免措置に関する調書」は2人分必要となります。
また、この場合は保護者世帯の第3子以降なので、第3子以降補助金の対象になりません。

（例4）市町村民税所得割額 250,000 円、小2の姉があり、保護者世帯の第2子が1人就園の場合
区分オのDに該当 154,000 円。